

投資信託総合取引規定新旧対照表

下線部変更

変更前	変更後
<p>第1条（適用範囲）</p> <p>1.（省略）</p> <p>2. 本規定に別段の定めがないときには、 「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託累積投資規定」「投資信託自動積立取扱規定」「特定口座規定」「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定」「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する規定」により取り扱います。</p> <p>第2条～30条 （省略）</p> <p style="text-align: right;"><u>2020年4月改定</u></p>	<p>第1条（適用範囲）</p> <p>1.（現行通り）</p> <p>2. 本規定に別段の定めがないときには、 「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託累積投資規定」「投資信託自動積立取扱規定」「特定口座規定」「非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資および特定非課税累積投資</u>に関する規定」「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する規定」により取り扱います。</p> <p>第2条～30条 （現行通り）</p> <p style="text-align: right;"><u>2021年4月改定</u></p>

投資信託累積投資規定新旧対照表

下線部変更

変更前	変更後
<p>第1条（規定の趣旨）</p> <p>1.（省略）</p> <p>2. 本規定に別段の定めがないときには、 「投資信託総合取引規定」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託自動積立取扱規定」「特定口座規定」「非課税上場株式等管理、および非課税累積投資に関する規定」「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する規定」により取り扱います。</p> <p>第2条～第10条 （省略）</p> <p style="text-align: right;"><u>2020年4月改定</u></p>	<p>第1条（規定の趣旨）</p> <p>1.（現行通り）</p> <p>2. 本規定に別段の定めがないときには、 「投資信託総合取引規定」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託自動積立取扱規定」「特定口座規定」「非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資および特定非課税累積投資</u>に関する規定」「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する規定」により取り扱います。</p> <p>第2条～第10条 （現行通り）</p> <p style="text-align: right;"><u>2021年4月改定</u></p>

投資信託自動積立取扱規定新旧対照表

下線部変更

変更前	変更後
<p>第1条（規定の趣旨）</p> <p>1. （省略）</p> <p>2. 本規定に別段の定めがないときには、「投資信託総合取引規定」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託累積投資規定」「特定口座規定」「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定」「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する規定」により取り扱います。</p> <p>第2条～第11条 （省略）</p> <p>第12条（解約）</p> <p>本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</p> <p>① お客さまが当行所定の手続により、本サービスの解約を申し出た場合。</p> <p>② お客さまが指定銘柄の累積投資口座を解約された場合。</p> <p>③ 当行が本サービスを営むことができなくなった場合。</p> <p>④ 当行が本サービスの解約を申し出た場合。</p>	<p>第1条（規定の趣旨）</p> <p>1. （現行通り）</p> <p>2. 本規定に別段の定めがないときには、「投資信託総合取引規定」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託累積投資規定」「特定口座規定」「非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する規定</u>」「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する規定」により取り扱います。</p> <p>第2条～第11条 （現行通り）</p> <p>第12条（解約）</p> <p><u>1. 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</u></p> <p>① お客さまが当行所定の手続により、本サービスの解約を申し出た場合。</p> <p>② お客さまが指定銘柄の累積投資口座を解約された場合。</p> <p>③ 当行が本サービスを営むことができなくなった場合。</p> <p>④ 当行が本サービスの解約を申し出た場合。</p> <p><u>2. 前項に定める場合のほか、非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定（以下「当該規定」といいます。）第2条第9項に定める所により、お客さまが開設された非課税口座がその開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われることとなる場合には、お客さまが当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引に係る本サービスについては、お客さまが所轄税務署長から、「非</u></p>

<p>第13条～第16条 (省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>2020年4月改定</u></p>	<p><u>課税口座開設届出書」が当行が受理または当行に提出することができないものに該当する旨およびその理由の通知を受けたときに終了するものとしす。係る通知を受けた日、またはその翌営業日が第2条に定める口座振替日または第8条第1項に定める買付日に当たる場合は、当該日における振替または指定銘柄の買付は行わないものとしす。</u></p> <p>第13条～第16条 (現行通り)</p> <p style="text-align: right;"><u>2021年4月改定</u></p>
--	---

特定口座規定新旧対照表

下線部変更

変更前	変更後
<p>第1条（規定の趣旨）</p> <p>1.（省略）</p> <p>2.（省略）</p> <p>3. お客さまと当行の間における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令およびこの規定に定めがある場合を除き、「公共債保護預り規定兼振替決済口座管理規定（取引残高報告書式）」「投資信託総合取引規定」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託累積投資規定」「投資信託自動積立取扱規定」「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定」「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する規定」により取り扱います。</p>	<p>第1条（規定の趣旨）</p> <p>1.（現行通り）</p> <p>2.（現行通り）</p> <p>3. お客さまと当行の間における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令およびこの規定に定めがある場合を除き、「公共債保護預り規定兼振替決済口座管理規定（取引残高報告書式）」「投資信託総合取引規定」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託累積投資規定」「投資信託自動積立取扱規定」「非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する規定</u>」「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する規定」により取り扱います。</p>
<p>第2条～第8条 （省略）</p>	<p>第2条～第8条 （現行通り）</p>
<p>第9条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>①～⑤（省略）</p> <p><u>⑥（新設）</u></p>	<p>第9条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>①～⑤（現行通り）</p> <p><u>⑥お客さまが当行に提出された非課税口座開設届出書が、法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないものとされた場合において、その非課税口座で購入等し、保管されている株式投資信託で、その口座からお客さまの特定口座への振替の方法によりそのすべてを受け入れるもの。</u></p>
<p>第10条～第20条 （省略）</p>	<p>第10条～第20条 （現行通り）</p>
<p>2020年4月改定</p>	<p>2021年4月改定</p>

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する規定新旧対照表

下線部変更

変更前	変更後
<p>非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定</p> <p style="text-align: right;"><u>2020年4月改定</u></p>	<p>非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する規定</p> <p style="text-align: right;"><u>2021年4月改定</u></p>
<p>第1条 (省略)</p>	<p>第1条 (現行通り)</p>
<p>第2条(非課税口座開設届出書等の提出)</p> <p>1. お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の<u>9月30日</u>までに、当行に対して法第37条の14第5項第1号および第<u>6項</u>および第<u>24項</u>に基づき「<u>非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」、「<u>非課税適用確認書交付申請書</u>」(既に当行に非課税口座を開設しており、<u>2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」を他の証券会社もしくは金融機関に提出していない場合に限り</u>ます。)、<u>「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」(既に当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)</u>または<u>「非課税口座簡易開設届出書」</u>を提出していただきます。その際、お客さまには、法第18条の15の3第<u>21項</u>において準用する法第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類をご提示いただき、氏名、生年月日、住所</p>	<p>第2条(非課税口座開設届出書等の提出)</p> <p>1. お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の<u>11月30日</u>までに、当行に対して法第37条の14第5項第1号および第<u>10項</u>および第<u>19項</u>に基づき「<u>非課税口座開設届出書</u>」(既に当行以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「<u>非課税口座開設届出書</u>」および「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは「<u>勘定廃止通知書</u>」、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」)を提出していただきます。その際、お客さまには、<u>租税特別措置法施行規則</u>(以下「<u>施行規則</u>」)といひます。)第18条の15の3第<u>24項</u>において準用する<u>施行規則</u>第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類をご提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令(以下「<u>施行令</u>」)といひます。)第2</p>

および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定もしくは累積投資勘定、を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

なお、当行では税務署より「非課税適用確認書」の交付を受けたときは、お客さまから当行に「非課税適用確認書」の提出があったものとして取扱い、当行にて保管いたします。

2. 「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書交付申請書」または「非課税口座簡易開設届出書」については、同一の勘定設定期間に当行または他の証券会社もしくは金融機関に重複して提出することはできません。

3. お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して

5条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

（削除）

2. お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して

いただきます。

4. 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、当該非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき

② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、当該非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき

5. お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合には、当行の非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書（以下本条において「変更届出書」といいます。）」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。

いただきます。

3. 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、当該非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定または特定累積投資勘定が設けられていたとき

② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、当該非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年の翌年分の非課税管理勘定、累積投資勘定または特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき

4. お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合には、当行の非課税口座に当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書（以下本条において「変更届出書」といいます。）」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。

6. 当行は、当該変更届出書を受理したときに、非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客さまに法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

5. 当行は、当該変更届出書を受理したときに、非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

6. 当行に既に非課税口座を開設しているお客さまは、「非課税口座開設届出書」を当行に提出することはできません。ただし、当行に既に非課税口座を開設しているお客さまで、2021年4月1日において2017年分の非課税管理勘定を当行に設定しているが、同日前に当行に個人番号の告知を行っていないお客さまが、2021年12月31日までに「非課税口座開設届出書」を当行に提出される場合は、この限りではありません。

7. 非課税口座を当行以外の他の証券会社または金融機関に開設し、もしくは開設していたお客さまは、「非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」を当行に提出することはできません。

8. お客さまが当行に提出された「非課税口座開設届出書」が、法第37条の14第7項第2号の規定により、所轄税務署長から、当行が受理または当行に提出することができないものに該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客さまが開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱い、所得税等に関する法令の規定が適用されます。

9. 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日

において満20歳以上である居住者または恒久的施設を有する非居住者のお客さまに限られます。

10. 成年年齢に係る2019年度税制改正に伴い、2023年1月1日より、前項の「満20歳」を「満18歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で満19歳、満20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。以下同じです。

第3条（非課税管理勘定の設定）

1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。
2. 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」または「非課税口座簡易開設届出書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課

第3条（非課税管理勘定の設定）

1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。
2. 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等

税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第3条の2（累積投資勘定の設定）

1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2037年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。

2. 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」または「非課税口座簡易開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第3条の3（特定累積投資勘定の設定） （新設）

の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第3条の2（累積投資勘定の設定）

1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定または特定累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

2. 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第3条の3（特定累積投資勘定の設定）

1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保

	<p><u>管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2024年から2028年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</u></p> <p><u>2. 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</u></p>
<p><u>第3条の4 （特定非課税管理勘定の設定）</u> (新設)</p>	<p><u>第3条の4 （特定非課税管理勘定の設定）</u> 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。</p>
<p><u>第4条 （非課税管理勘定または累積投資勘定における処理）</u></p> <p>1. 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた非課税</p>	<p><u>第4条 （非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理）</u></p> <p>1. 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた非課税</p>

管理勘定において処理します。

2. 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

第5条（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項の規定に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に

管理勘定において処理します。

2. 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

3. 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。

第5条（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項の規定に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に

該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

- ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた当行の非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。)から施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)

- ② 施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
- ③ 施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

第5条の2 (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

1. 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定

該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

- ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた当行の非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された未成年者口座(法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。))に設けられた未成年者非課税管理勘定(同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下、この条において同じ。))から施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)

- ② 施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
- ③ 施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

第5条の2 (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

1. 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取

期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、のみを受け入れます。

- ① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの

- ② 施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等

2. 前項の定めに従い、累積投資勘定に受け入れる上場株式等の取引に際しては、販売および解約に係る手数料ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいております。

第5条の3（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下、「累積投資上場株式等」といいます。）に限り、のみを受け入れます。

- ① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの

- ② 施行令第25条の13第23項により読み替えて準用する同条第10項第1号の規定に基づき、他年分特定累積投資勘定（当該累積投資勘定を設けた口座に係る他の年分の特定累積投資勘定をいいます。）から当該他年分特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる累積投資勘定に移管がされる上場株式等

- ③ 施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等

2. 前項の定めに従い、累積投資勘定に受け入れる上場株式等の取引に際しては、販売および解約に係る手数料ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいております。

第5条の3（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

(新設)

第5条の4 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

(新設)

当行は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる累積投資上場株式等のみを受け入れます。

① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が20万円(第5条の3第1項第2号に掲げる上場株式等がある場合であつて、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額から120万円を控除した金額が0を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した金額)を超えないもの

② 施行令第25条の13第28項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等

第5条の4 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

1. 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるもののみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、第3条の3に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、口の移管により受け入れた上

場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が102万円(②に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

イ 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行が行う上場株式等の募集(法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 当該特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、特定非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定もしくは法第37条の14の2第5項第4号に規定する継続管理勘定から法第25条の13第29項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)

② 施行令第25条の13第30項により読み替えて準用する同条第29項各号(同項第1号、第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定に基づき、他年分非課税管理勘定(特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定もしくは継続管理勘定をいいます。)から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年が経過した日(当該他年

分非課税管理勘定が継続管理勘定である場合には、お客さまがその年1月1日において18歳である年の前年12月31日の翌日)に移管がされる上場株式等

③ 施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等

2. 特定非課税管理勘定には、お客さまの区分に応じそれぞれ次の①および②に定める上場株式等を受け入れることができません。

①第1項第1号イに掲げる上場株式等で次のいずれかに該当するもの

イ 特定非課税管理勘定に当該上場株式等を受け入れようとする日以前6カ月以内にその者のその年分の特定累積投資勘定において上場株式等を受け入れていない場合に取得をしたもの

ロ その上場株式等が上場されている法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの

ハ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第67条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)または信託法第3条第1号に規定する信託契

第6条（譲渡の方法）

非課税管理勘定または累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第7条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

② 第1項第1号口または第2号の移管により受入れをしようとする上場株式等のうち、同条第2項第1号口およびハに掲げる上場株式等に該当するもの

第6条（譲渡の方法）

1. 非課税管理勘定または累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

2. 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第7条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

1. (省略)

2. 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知します。

1. (現行通り)

2. 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知します。

3. 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第28項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け

入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。

4. 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条の3第1項第1号口および第2号に規定する移管に係るもの、施行令第25条の13第31項において準用する施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式

第8条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)

1. 本規定に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。(第2条第6項により非課税管理勘定を除きます。)

2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

① お客さまから当行が別に定める期限までに当行に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合・・・非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管

② お客さまから当行が別に定める期限までに当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合・・・一般口座への移管

③ 前各号に掲げる場合以外の場合・・・特定口座への移管

第8条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い)

1. 本規定に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日

等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面により通知いたします。

第8条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)

1. 本規定に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。(第2条第6項または施行令第25条の13の2第3項の規定により非課税管理勘定を除きます。)

2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

① お客さまから当行が別に定める期限までに当行に対して第5条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合・・・非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定または特定非課税管理勘定への移管

② お客さまから当行が別に定める期限までに当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合・・・一般口座への移管

③ 前各号に掲げる場合以外の場合・・・特定口座への移管

第8条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い)

1. 本規定に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日

以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。)

2. (省略)

第8条の3 (特定累積投資勘定終了時の取扱い)

(新設)

以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項または施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。)

2. (現行通り)

第8条の3 (特定累積投資勘定終了時の取扱い)

1. 本規定に基づき非課税口座に設定した特定累積投資勘定は当該特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項または施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した特定累積投資勘定を除きます。)

2. 前項の終了時点で、特定累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

① お客さまから特定累積投資勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに当行に対して第5条の2第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合非課税口座に新たに設けられる累積投資勘定への移管

② お客さまから特定累積投資勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに当行に対して施行令第25条の13第26項において準用する施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管

③ 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第8条の4 (特定非課税管理勘定終了時の取扱い)

(新設)

第9条 (累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

1. 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」(「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の

第8条の4 (特定非課税管理勘定終了時の取扱い)

1. 本規定に基づき非課税口座に設定した特定非課税管理勘定は当該特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項または施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した特定非課税管理勘定を除きます。)。
2. 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
 - ① お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに当行に対して施行令第25条の13第26項において準用する施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
 - ② 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第9条 (累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

1. 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日

翌日以後5年を経過した日ごとの日をい
います。)から1年を経過する日までの間
(以下「確認期間」といいます。)に確認
いたします。

① 当行がお客さまから租税特別措
置法施行規則(以下「施行規則」とい
います。)第18条の12第4項に規
定する住所等確認書類の提示を受け、
当該基準経過日における氏名および
住所の告知を受けた場合・・・当該住
所等確認書類に記載または記録がさ
れた当該基準経過日における氏名お
よび住所

② (省略)

2. (省略)

第10条 (非課税管理勘定と累積投資勘定
の変更手続き)

1. (省略)

2. (省略)

3. (省略)

までの間(以下「確認期間」といいます。)
に確認いたします。

① 当行がお客さまから施行規則第
18条の12第4項に規定する住所
等確認書類の提示を受け、当該基準経
過日における氏名および住所の告知
を受けた場合・・・当該住所等確認書
類に記載または記録がされた当該基
準経過日における氏名および住所

② (現行通り)

2. (現行通り)

第10条 (非課税管理勘定、累積投資勘定
と特定累積投資勘定(特定非課税管理勘定)
の変更手続き)

1. (現行通り)

2. (現行通り)

3. (現行通り)

第11条 (非課税口座開設後に重複口座で
あることが判明した場合の取扱い)

1. お客さまが当行に対して非課税口座開
設届出書の提出をし、当行において非課
税口座の開設をした後に、当該非課税口
座が重複口座であることが判明し、当該
非課税口座が法第37条の14第12項
の規定により非課税口座に該当しないこ
ととなった場合、当該非課税口座に該当
しない口座で行っていた取引については、
その開設のときから一般口座での取
引として取り扱わせていただきます。お
客さまが特定口座を開設されている場合
は、その後、当行において速やかに特定
口座への移管を行うことといたします。

2. 前項の規定により、非課税口座の開設
のときから一般口座での取引として取扱

う場合において、当行が法、地方税法、その他関係法令の規定に基づき、所得税・地方税等の源泉徴収を行うべきであった所得があるときは、当該所得に係る源泉徴収を行うべきであった額を、遡ってお支払いいただきます。この場合に当行は、当該額をお客さまの振替決済口座の指定預金口座（入金指定預金口座）からの引き落としによりお支払いいただくこともできるものとし、指定預金口座からの引き落としの際には、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および預金払戻請求書の提出または小切手の振出しは省略するものとし、

第11条（非課税口座取引である旨の明示）

1. お客さまが受入期間内に、当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に、非課税累積投資契約による場合は契約締結の際に、当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから特にお申し出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます。（特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限り、）

2. （省略）

第12条（契約の解除）

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客さまから法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合・・・当該提出日

第12条（非課税口座取引である旨の明示）

1. お客さまが受入期間内に、当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に、当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから特にお申し出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます。（特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限り、）

2. （現行通り）

第13条（契約の解除）

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客さまから法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合・・・当該提出日

② 法第37条の14第27項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合・・・ 出国日

③ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合・・・法第37条の14条第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）

④ お客さまが死亡した場合・・・当該非課税口座開設者が死亡した日

⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

第13条（本規定の変更）

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

第14条（合意管轄）

この規定に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるもの

② 法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合・・・ 出国日

③ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合・・・法第37条の14条第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）

④ お客さまが死亡した場合・・・当該非課税口座開設者が死亡した日

⑤ お客さまが2021年12月31日において2017年分の非課税管理勘定を当行に設定しているが、同日において当行に個人番号の告知をしていないことにより、令和3年度税制改正後の「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）」附則第73条第6項の規定に基づき、2022年1月1日に「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき…2022年1月1日

⑥ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

第14条（本規定の変更）

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

第15条（合意管轄）

この規定に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるもの

とします。

2020年4月改定

とします。

2021年4月改定

未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する規定新旧対照表

下線部変更

変更前	変更後
<p>第1条（規定の趣旨）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （省略） 2. （省略） 3. お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この規定に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引規定」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託累積投資規定」「投資信託自動積立取扱規定」「特定口座規定」「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定」その他の当行が定める契約条項および法その他の法令によります。 <p>第2条（未成年者口座開設届出書等の提出）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当行に対して法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生 	<p>第1条（規定の趣旨）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （現行通り） 2. （現行通り） 3. お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この規定に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引規定」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託累積投資規定」「投資信託自動積立取扱規定」「特定口座規定」「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および<u>特定非課税累積投資に関する規定</u>」その他の当行が定める契約条項および法その他の法令によります。 <p>第2条（未成年者口座開設届出書等の提出）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当行に対して法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」の提出<u>を</u>するとともに、租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第<u>32</u>項の規定に該当する場合には、氏名、

年月日および住所。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。

2. 当行に未成年者口座を開設しているお客さまは、当行または他の証券会社もしくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」または法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書交付申請書」(当該申請書にあっては、お客さまがその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるもの)に限ります。を提出することはできません。

3. お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。

4. お客さまがその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合(災害、疾病その他の施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」とい

生年月日および住所。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。

2. 当行に未成年者口座を開設しているお客さまは、当行および他の証券会社もしくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」および「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。

3. お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。

4. お客さまがその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日または2024年1月1日のいずれか早い日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の施行令第25条の13の8第

ます。)による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れがされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。

5. 当行が「未成年者口座廃止届出書」(お客さまがその年1月1日において19歳である年の9月30日までに提出がされたものに限り、お客さまが1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客さまに法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

第3条～第4条
(省略)

第5条(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

1. 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。
- ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以

8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れがされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。

5. 当行が「未成年者口座廃止届出書」(お客さまがその年1月1日において19歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客さまが1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客さまに法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

第3条～第4条
(現行通り)

第5条(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

1. 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。
- ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以

下、「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

イ 受入期間内に当行が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、施行規則第18条の15の

10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)

② 施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

下、「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

イ 受入期間内に当行が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、施行規則第18条の15の

10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)

② 施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当行が別に定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください)

③ 施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

2. 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、前項第1号口に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

② 施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等

③ 施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

い。)

③ 施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

2. 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、前項第1号口に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

② 施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当行が別に定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)

③ 施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

第6条～第10条

(省略)

第11条 (出国時の取扱い)

1. お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。
2. (省略)
3. 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に帰国をした旨その他施行規則第18条の15の10第10項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第12条～第25条

(省略)

第26条 (非課税口座のみなし開設)

1. 2017年から2023年までの各年（その年1月1日においてお客さまが20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。

第6条～第10条

(現行通り)

第11条 (出国時の取扱い)

1. お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当行に対して、その出国をする日の前日までに、施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。
2. (現行通り)
3. 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第12条～第25条

(現行通り)

第26条 (非課税口座のみなし開設)

1. 2017年から2028年までの各年（その年1月1日においてお客さまが20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。

2. 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間（法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいいます。）の記載がある非課税適用確認書（同号に規定する非課税適用確認書をいいます。）が添付された非課税口座開設届出書（同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

第27条（本契約の解除）

次の各号に該当したときは、それぞれ次に掲げる日に契約は解除されます。

- ① お客さままたは法定代理人から法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合・・・当該提出日
- ② 法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合・・・法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③ 施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合・・・出国日
- ④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きま

2. 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）または特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

第27条（本契約の解除）

次の各号に該当したときは、それぞれ次に掲げる日に契約は解除されます。

- ① お客さままたは法定代理人から法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合・・・当該提出日
- ② 法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合・・・法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③ 施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合・・・出国日
- ④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きま

<p>す。)・・・<u>施行令第25条の13の8第20項</u>に規定する「<u>未成年者口座廃止届出書</u>」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが20歳である年の前年12月31日までに「<u>未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書</u>」を提出しなかった場合・・・その年の1月1日においてお客さまが20歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥ お客さまが死亡した場合・・・当該未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日</p> <p>⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき・・・当行の定める日</p> <p>第28条～第30条 （省略） 附則 （省略）</p> <p style="text-align: right;"><u>2020年4月改定</u></p>	<p>す。)・・・<u>法第37条の14の2第20項</u>に規定により「<u>未成年者口座廃止届出書</u>」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが20歳である年の前年12月31日までに「<u>未成年者帰国届出書</u>」を提出しなかった場合・・・その年の1月1日においてお客さまが20歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥ お客さまが死亡した場合・・・当該未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日</p> <p>⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき・・・当行の定める日</p> <p>第28条～第30条 （現行通り） 附則 （現行通り）</p> <p style="text-align: right;"><u>2021年4月改定</u></p>
--	---

2021年3月
株式会社福井銀行